

# 国際漁業管理機関

| 略 語    | 名 称  | 設 立   | 水 域   | 魚 種  |
|--------|--|---|---|--|
| CCAMLR | Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources                         | 南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく                        | 概ね南緯 60 度を中心とした水域                             | オキアミ、マジェランアイナメ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源                |
|        | 南極海洋生物資源保存委員会  | 1982 年  |   |  |
| CCSBT  | Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna                                     | みなみまぐろの保存のための条約に基づく                           | ミナミマグロの回遊する水域（限界規定なし）                         | ミナミマグロ   |
|        | みなみまぐろ保存委員会  | 1994 年  |   |  |
| CITES  | Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flor               | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）          | 全ての陸上及び水域                                     | 絶滅のおそれのある野生動植物種約 3 万種（海産種では、鯨類、さめ類、海亀等が取り込まれている） |
|        | 1975 年   |   |   |  |
| CCBSP  | Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea | 中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約             | ベーリング海において沿岸国の 200 海里の外側の公海水域                 | スケトウダラ、その他の海洋生物資源                                |
|        | 1995 年   |   |   |  |
| FAO    | Food and Agriculture Organization of the United Nations                                      | 国際連合食糧農業機関                                    | 全ての水域   | 全ての水産資源  |
|        | 1945 年   |   |   |  |
| GFCM   | General Fisheries Commission for the Mediterranean   | 地中海漁業一般委員会協定（FAO 憲章第 14 条に基づく国際条約）に基づく        | 地中海、黒海及び接続水域                                  | 全ての水産資源  |
|        | 地中海漁業一般委員会   | 1952 年  |   |  |
| IATTC  | Inter-American Tropical Tuna Commission  | 全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約に基づく | 東部太平洋   | まぐろ類、かじき類等                                       |
|        | 全米熱帯まぐろ類委員会  | 1950 年  |   |  |
| ICCAT  | International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas                              | ICCAT 条約に基づく                                  | 大西洋全水域  | まぐろ類及びまぐろ漁業に獲られる他の魚種                             |
|        | 大西洋まぐろ類保存国際委員会   |   |   |  |
| IOTC   | Indian Ocean Tuna Commission   | インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく                      | インド洋及びその隣接海域（南極収束線の南側を除く）                     | まぐろ類、かじき類等                                       |
|        | インド洋まぐろ類委員会  | 1996 年  |   |  |
| ISC    | International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean | 日米合意に基づき、1995 年に暫定委員会として設立、2004 年末に改名         | 北太平洋  | まぐろ類、かじき類等                                       |
|        | 北太平洋におけるまぐろ類及びまぐろ類似種に関する国際科学委員会  |   |   |  |
| IWC    | International Whaling Commission   | 国際捕鯨取締条約に基づき 1948 年に設立、1956 年議定書により修正         | 締約国の母船式捕鯨、基地捕鯨、捕鯨船が操業している全水域                  | 大型鯨類資源   |
|        | 国際捕鯨委員会  |   |   |  |
| NAFO   | Northwest Atlantic Fisheries Organization  | 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約に基づく             | 北緯 35 度以西の北西大西洋（ただし、規制水域は沿岸国の 200 海里水域の外側の水域） | 全ての漁業資源（タイセイヨウサケ、まぐろ類、かじき類、鯨類および大陸棚の定着性の種族を除く）   |
|        | 北西大西洋漁業機関  | 1979 年  |   |  |
| NAMMCO | North Atlantic Marine Mammal Commission  | 北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取極に基づく       | 北大西洋  | 海産哺乳類  |
|        | 北大西洋海産哺乳類委員会   | 1992 年  |   |  |

# 資源評価機関の概要 - 1 -

| 保存・管理措置  | 加盟国等  | 所在地              |
|--|---|------------------|
| 採捕可能量、禁止漁期、禁止漁区、保護種の設定等  | 日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、ノルウェー、スペイン、他<br>24 か国 + EU                                    | ホバート（豪州）         |
| 総漁獲可能量及び締約国に対する割当量等の措置を決定、貿易統計証明制度等  | 日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア<br>台湾は「拡大委員会」のメンバーで加盟国と同等のステータスを有する<br>フィリピン、南アフリカ、EU は協力的非加盟国<br>5 か国 | キャンベラ（豪州）        |
| 附属書 I：商業目的のための取引を禁止、学術目的の取引は可能（輸出国及び輸入国の発給する許可証が必要）<br>附属書 II・III：商業目的の取引も可能（輸出国の発行する許可証が必要） | 日本、米国、英国、豪州、他<br>177 か国   | ジュネーブ（スイス）       |
| 漁獲可能水準の設定、国別割当量の設定等  | 日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド<br>6 か国   |                  |
| 加盟国に対する政策提言や、情報の収集、分析及び提供等   | 日本、米国、中国、韓国、他<br>191 か国 + EU  | ローマ（イタリア）        |
| 資源の開発利用の問題の海洋学的、生物学的、技術的側面の方向づけ、調査の調整促進、等  | 日本、アルバニア、フランス、ギリシャ、イタリア、スペイン、トルコ、EU、他<br>23 か国 + EU   | ローマ（イタリア；FAO 本部） |
| メバチ漁獲規制、まき網努力量規制、正規船リスト、メバチ統計証明制度等   | 日本、韓国、米国、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、エクアドル、メキシコ、ペルー、コロンビア、他<br>19 か国 + EU、台湾                      | ラホヤ（カリフォルニア・米国）  |
| 総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、小型魚漁獲の禁止、漁獲努力の制限、FADs 操業の禁止、正規船リスト、メバチ統計証明制度、クロマグロ漁獲証明制度、メカジキ統計証明制度等 | 日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、他<br>47 か国 + EU                                   | マドリッド（スペイン）      |
| 漁獲能力の制限、メバチ統計証明制度、正規船リスト、貿易制限措置、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策等   | 日本、韓国、豪州、インド、スリランカ、パキスタン、フランス、英国、タイ、中国、マレーシア、インドネシア、他、南アフリカ、セネガルは協力的非加盟国<br>30 か国 + EC          | ヴィクトリア（セーシェル）    |
| （北太平洋に生息するまぐろ類及びまぐろ類似種の保存と合理的利用のための科学的調査及び協力の拡充）   | 日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国<br>IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFC はオブザーバー<br>7 か国・地域                         |                  |
| 鯨類の資源状態の検討、捕獲枠の設定等   | 日本、米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他<br>89 か国  | ケンブリッジ（英国）       |
| 総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、網目規制、体長規制、取締の実施等   | 日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他<br>11 か国 + EU  | ダートマス（カナダ）       |
| 科学調査、管理方式の開発等  | ノルウェー、アイスランド、グリーンランド及びフェロー諸島<br>2 か国及び 2 地域   | トロムセ（ノルウェー）      |

## 国際漁業管理機関

| 略 語      | 名 称  | 設 立   | 水 域                                       | 魚 種   |
|----------|--|---|---|---|
| † NPALBW | North Pacific Albacore Workshop                  | NMFS ホノルル研究所長と遠洋水産研究所長との間の交換書簡に基づき始まり、2004 年末に ISC に合併        | 北太平洋                                      | ビンナガ  |
|          | 北太平洋ビンナガ研究集会                                     | 1974 年  |   |   |
| NPAFC    | North Pacific Anadromous Fish Commission         | 北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約に基づく                                 | 各国の領海の基線から 200 海里の外側の北緯 33 度以北の北太平洋及び接続水域 | 溯河性魚類・生態学上関連する種   |
|          | 北太平洋溯河性魚類委員会                                     | 1993 年  |   |   |
| PICES    | North Pacific Marine Science Organization        | 北太平洋の海洋科学に関する機関のための条約に基づく                                     | 北緯 30 度以北の北太平洋及びそれに接する海域                  | 魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥   |
|          | 北太平洋の海洋科学に関する機関                                  | 1992 年  |   |   |
| † SCTB   | The Standing Committee on Tuna and Billfish      | SPC のマグロカジキ評価計画 (TBAP) の諮問機関として始まり、2004 年より WCPFC の科学委員会に吸収合併 | 中西部太平洋                                    | まぐろ類、かじき類等  |
|          | まぐろ・かじき常設委員会                                     | 1988 年  |   |   |
| SEAFO    | South East Atlantic Fisheries Organization       | 南東大西洋地域における漁業資源の保存と管理に関する条約に基づく                               | 南東大西洋                                     | メロ、キンメダイ、オレンジファイ、カニ等の条約適用水域における全ての漁業資源 (ただし、カツオ、マグロ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種を除く) |
|          | 南東大西洋漁業機関  | 2003 年  |   |   |
| SPC      | The Secretariat of the Pacific Community         | 太平洋委員会設立協定に基づく  | 北緯 20 度以南の南太平洋                            | まぐろ類、かじき類等  |
|          | 太平洋共同体事務局  | 1947 年  |   |   |
| WCPFC    | Western and Central Pacific Fisheries Commission | 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく                       | 中西部太平洋                                    | まぐろ類、かじき類等  |
|          | 中西部太平洋まぐろ類委員会                                    | 2004 年  |   |   |
|          | 日ソ漁業委員会  | 日ソ地先沖合漁業協定に基づく  | 日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域            | ストラドリングストック他  |
|          |  | 1984 年  |   |   |
|          | 日ソ漁業合同委員会  | 日ソ漁業協力協定に基づく  | 北西太平洋                                     | 溯河性魚類を含む全ての生物資源   |
|          |  | 1985 年  |   |   |
|          | 日中漁業共同委員会  | 日中漁業協定に基づく  | 日本及び中国の排他的経済水域                            | 全ての水産資源   |
|          |  | 2000 年  |   |   |
|          | 日韓漁業共同委員会  | 日韓漁業協定に基づく  | 日本及び韓国の排他的経済水域                            | 全ての水産資源   |
|          |  | 1999 年  |   |   |

† : 吸収・合併された組織

## 資源評価機関の概要 - 2 -

| 保存・管理措置   | 加盟国等  | 所在地            |
|---|---|----------------|
| 北太平洋ビンナガの漁業データのレビュー、調査研究のレビュー、資源評価を行う非公式な研究集会であったが、2004 年末に ISC のビンナガワーキンググループ (WG) となる | 日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国<br>7 か国・地域                        |                |
| 条約水域での溯河性魚類を対象とする漁獲を禁止、加盟国以外の国による漁獲を抑止する等   | 日本、米国、カナダ、ロシア、韓国<br>5 か国                                  | バンクーバー (カナダ)   |
| 関係海域及び当該海域の生物資源に関する科学上の知識を増大するための海洋科学研究を促進しおよび調整すること                                    | 日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国<br>6 か国                               | シドニー (カナダ)     |
| 漁獲統計、調査研究、資源評価に関する科学的議論を行う  | 日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他                                  | ヌメア (ニューカレドニア) |
| 総漁獲可能量 (TAC) の設定、IUU 漁業対策 (正規許可船リスト、寄港国措置等) 等   | 日本、アンゴラ、EU、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ、韓国<br>6 か国 + EU               | スワコプムンド (ナミビア) |
| 科学、技術、経済、社会分野の研究の提供・促進等   | フィジー、パプアニューギニア、ポリネシア、他<br>2005 年に英国が脱退<br>26 か国・地域        | ヌメア (ニューカレドニア) |
| メバチ漁獲規制、まき網努力量規制、正規船リスト等  | 日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他<br>台湾は漁業主体として参加<br>23 か国 + EU、台湾 | ポンペイ (ミクロネシア)  |
| 特定魚種に対する資源評価、漁獲割当等操業条件の決定   |   |                |
| 溯河性魚類の魚種別漁獲量ほかを決定   |   |                |
| 漁獲割当等操業条件の決定  |   |                |
| 漁獲割当等操業条件の決定  |   |                |